

佐賀県内に子育てサポート企業が増えています

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、株式会社メディック（佐賀市）を「基準適合事業主」として認定しました。佐賀労働局において、平成29年度改正の新基準が適用された初めての認定です。これで県内の認定企業は17社となりました。

※次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

○企業情報○

株式会社メディック（佐賀市）

代表者：川浪正大

業種：情報処理サービス業

労働者数：43名（うち女性7名）

主な特徴・取組内容

○妊娠・子育て中の労働者のための相談窓口を設置し、子育てに係る制度やセミナーの情報提供を行うなど、従業員が安心して妊娠・出産・育児休業取得ができる職場環境を整備した。

○男性従業員（1名）が約5か月半（166日）という長期の育児休業を取得した際は、休業前の業務引き継ぎ、休業中の定期的な連絡、復帰にあたっての打ち合わせなど、直属の上司と適宜連絡を取り合い、必要な対応を行った。

○仕事と子育ての両立支援のため、小学校入学前までの子を持つ従業員からの希望があれば、所定外労働をさせない制度を設けた。

○各部署の管理者が、週末までに各社員の翌週の業務予定を把握し、必要なスケジュール調整を行うなどした結果、毎週金曜日の「ノー残業デー」にはほとんどの社員が定時退社するようになった。



佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。

（平成30年8月31日）

左より川浪社長、菊池佐賀労働局長

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けるには？

企業が、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、策定した行動計画に掲げた目標の達成、男女労働者の育児休業取得実績、時間外労働平均月45時間未満（※新基準）など、一定基準に達した場合、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク「くるみん」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。



<問い合わせ先>

佐賀労働局雇用環境・均等室 TEL : 0952-36-6205